

NETIS登録申請支援 実施規約

1. 依頼者及び九技協は、九技協が別途定める「実施要領」に基づきNETIS登録申請支援を実施するものとし、本「実施規約」及び「実施要領に記載の無い事項は、別途協議して定めるものとする。

なお、NETIS登録申請支援は、NETISへの登録及び登録時期を確約するものではない。

2. 実施要領第5条第1項の所要経費は、別途、九技協が定める積算方法によって算定するものとする。

なお、イ. (2)の申請先より修正、追加書類の提出等を指示された場合と、指示されない場合で所要経費は相違する。

3. 九技協は、前項の所要経費について、支援終了後10日以内に、依頼者へ通知するものとする。
4. 依頼者は、九技協から所要経費の通知を受けた日から10日以内に、九技協が指定する銀行口座に振り込みを行うものとする。
5. 依頼技術の内容や確認の回数によっては、協議の上、追加料金を請求することもありうる。その場合は、別に定める積算方法によって精算するものとする。